

劇場・音楽堂における「参加」研究の構造と課題

堀本暁洋[†]

[†] 東京大学大学院教育学研究科

本研究ノートの目的は、劇場・音楽堂における地域住民の参加に関する研究について、社会教育学を中心とした先行研究のレビューを行い、その課題について考察することである。劇場・音楽堂において、地域住民の参加を対象とした研究は大まかに区別して、第一に、施設開館までの整備過程への参加、第二に、施設開館後の運営、事業や芸術文化活動への参加という形で論じられてきた構造を持つ。レビューからは、劇場・音楽堂が、社会教育施設の一つとらえられてきたとはいえないこと、また、それぞれの事業に関して、その方法や効果を検討する研究がある一方で、これに参加する地域住民には焦点が当てられていないことが明らかになった。今後、それぞれの場面における住民の参加を、住民自身の学習ととらえて研究を進める必要がある。

キーワード： 劇場・音楽堂，地域住民，参加

目次

1 はじめに

2 施設整備過程への参加

- 2.1 施設づくり運動
- 2.2 住民参加制度による施設整備

3 施設運営，事業への参加

- 3.1 住民による施設の管理運営
- 3.2 事業
 - 3.2.1 アウトリーチ事業
 - 3.2.2 人材育成事業

4 おわりに

1 はじめに

戦前の公会堂の形態をそのルーツとする社会

教育施設である劇場・音楽堂は、1960年代以降「文化会館」として全国的に整備が進められた¹。1980年代から90年代にかけては、自治体の文化行政が活発化していく中で、地域文化創造の拠点となることを期待される施設として、専門的なホールを持つ形態の施設建設が進んだ。しかし、この時期に整備された劇場・音楽堂の多くは、稼働率の低さや、「貸し館」としての性格が強く施設特有の自主事業が低調であること、運営や管理体制などホール内面の整備が進んでいないことなどの問題が指摘され、「ハコモノ」としての批判がなされた。また、“海外や東京でつくられた芸術文化を紹介することにとどまりがちで、地域の芸術文化を創造し広めるという役割は、きわめて弱かった”²と論じられるように、劇場・音楽堂が地域文化創造の拠点となりえていないことについても指摘されてきた。

以上のような背景から、1990年代後半以降、劇場・音楽堂の“真に地域文化の拠点となるような施設づくり”³が各地域で模索されている。劇場・音楽堂の運営や事業展開の過程に地域住民が積極的に参加をし、市民団体が施設運営を担う事例や、住民の参加による演劇の企画など、住民を主体とした文化事業づくりを行う事例が増加している。さらに、多様化が進む地域住民の意識と

参加意欲の高まり、および自治体財政のひっ迫と分権改革の実施を背景として、劇場・音楽堂整備の過程に住民参加の制度が設けられる事例もみられている⁴。施設の老朽化や自治体合併に伴い、公共施設の改修や再編が行われている中で、地域住民の担う役割は、住民自身の文化活動のみならず、施設整備の面においても大きくなってきているといえる。

このように、劇場・音楽堂では、施設整備や事業など様々な場面において、地域住民の参加が見られるようになってきている。それでは、社会教育学研究やその他の領域において、地域住民の参加はどのような場面で、どのようにとらえられてきたのだろうか。

本研究ノートの目的は、劇場・音楽堂における地域住民の参加に関する研究に関して、社会教育学、生涯学習論を中心とした先行研究のレビューを通してその構造を把握し、課題について考察することである。

劇場・音楽堂の定義と目的は、劇場法に“文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの(第二条)”⁵と規定されている。実演を伴う文化芸術のための施設であり、作品だけでなく、演じたり鑑賞したりする人がいることによって成り立つ施設であるといえる。このため、文化芸術の拠点となる劇場・音楽堂を論じるとき、施設を取り巻く人の様々な「参加」について、整理を行う必要があると考える。

本稿の第2章では、公共施設整備の過程に関する研究に着目し、その中で特に劇場・音楽堂に関するものの位置付けを明らかにする。第3章では、施設開館後の運営や事業の場面でみられる地域住民の参加について検討を行う。第4章では、第2章、第3章で得られた内容をまとめ、課題について整理する。

なお本研究ノートでは、「公共ホール」や「文化会館」「文化施設」等の呼称について、劇場法において用いられている「劇場・音楽堂」を用いることとする。

2 施設整備過程への参加

劇場・音楽堂に関する先行研究の蓄積は、文化行政学・文化経済学・都市計画論など、社会教育学以外の分野を専門とする研究者によってこれまで進められてきたとされ、社会教育の視点からのアプローチは、歴史的・理論的な検討が端緒に終わったばかりとされている⁶。

このうち、地域住民が、劇場・音楽堂における何らかの活動に参加することを対象とした研究は大まかに、第一に、施設開館までの整備過程への参加、第二に、施設開館後の運営、事業や芸術文化活動への参加として論じられてきたといえる。

本章では、まず施設整備過程への住民の参加について検討する。劇場・音楽堂を対象とした研究の構造を明らかにするため、他の社会教育施設、公共施設に関する研究も視野に入れながら整理を行う。

2.1 施設づくり運動

社会教育施設整備への、住民の参加に関する研究が見られはじめるのは、1960年代から70年代にかけてであった。制度によって定められた形態ではなく、行政に対する要求を持つ運動の形態をとった住民の参加があり、これに着目した社会教育研究が多くみられた。

住民運動の背景について松原治郎は、1960年代以降の地方自治において、「地域開発に伴う行政の系列化」と「縦割り行政による弊害」という課題が現れたこと、また行政の広域化が無批判に進行したことを挙げている。“陽の当る派手な産業開発型の公共投資に力点が置かれ、いわゆる社会開発、とくに社会福祉、住宅、教育など住民生活を守り高める行政投資が遅れるという地方自治行政の跛行化を招いた”⁷ことへの抵抗から、各地で住民運動が生み出されていったとされている。

例えば、沼津・三島・清水の石油コンビナート建設反対運動、「辻堂南部の環境を守る会」の運動に代表されるような運動から、数多くの運動報告や、運動参加者の手記等が公にされるようになった⁸。このような運動の記録の中に、参加者の意識変容や自己学習過程としての意義を見出したことから、住民運動が社会教育学研究において

論じられるようになった。

また、この時期の住民運動の代表的な形態としてあったのが、社会教育施設の設置を要求する運動であった。各地で公民館、あるいは図書館の設置を求める運動が起きた⁹。

このような施設づくり運動への住民の参加について小林文人は、行政や財政の観点からの社会教育施設「合理化」政策と対比させながら、施設づくりの住民運動について“施設を求め計画をつくる主体が、文字通り権利主体としての住民そのものである”¹⁰点に着目している。そのうえで、“運動としての計画論をどのようにして政策としての計画論に交錯させていくか”¹¹が課題であるとしている。ここで小林は、施設づくり運動による計画論を、政策としての計画論の対極にあるものととらえている。また島田修一は、施設づくり運動が学習の組織化という性格を持つことを指摘している。公民館は運営審議会によって住民の意思に基づいた活動が行われることを原則としていることを踏まえて、“住民のあいだの自主的な学習・文化活動の発展は、その公的な保障を求めて”¹²公民館建設運動が組織されると述べている。上記のような研究は、住民を権利主体ととらえ、教育に関する権利の保障を求める運動として住民の参加、施設づくり運動を位置付けているといえる。

また鐘ヶ江晴彦は“その過程で住民が社会教育の意味や課題、社会教育施設の機能と役割、さらには地域社会のあるべき姿や行政のあり方についての自己学習・相互学習を必然的にとまなう”¹³こと、この学習によって地域住民が自立した市民としての資質と力量を形成していくことを指摘している。鐘ヶ江は施設づくりへの住民参加を、“社会教育とコミュニティ形成とを有機的に結びつけ、新たな市民の形成と新たな地域づくりとを同時に進めて行く最も有効な方策の一つ”¹⁴であるとして、その参加のレベルを①施設建設への住民参加、②施設の管理運営への住民参加、③施設の建設から管理運営に至る全過程への住民参加と区分した。

以上のように、1960年代から70年代にかけての社会教育学研究では、施設づくり運動においてみられた住民の参加に焦点を当て、国民の教育の権利に基づいた運動としての参加、またはコミュニティの形成という観点から評価する議論が見られた。しかし、これらの「社会教育施設づくり」

研究の対象はほとんどが公民館や図書館であった。ここからは、当時の社会教育学研究が想定していた「社会教育施設」は主に公民館や図書館だったのではないかと考えられる。これらの施設の中にはホールの機能を有するものがあったものの、芸術文化活動を主として行う劇場・音楽堂への着目はほとんどなされてこなかったといつてよいだろう。

2.2 住民参加制度による施設整備

劇場・音楽堂の整備は、1980年代から90年代にかけてピークを迎えた。その後施設建設が一段落していくにつれ、政策の重点も施設建設から運営論へと移っていった。劇場施設に関する研究はこれに対応する形で、施設整備だけでなく運営の充実を求める議論が起こることとなった。この中では、先述した「ハコモノ」などとしての批判の中からも、地域住民への着目が見られた。

劇場・音楽堂の大半が「貸し館」中心の事業を行っている¹⁴なかで、多くの上演演目に対応するため、すなわち多目的に用いられるために設計された構造の施設が多く、このことが結局は公演の質の面で中途半端になってしまうという「多目的は無目的」批判がなされていた。森啓は、施設が多目的に整備されていった理由について“行政側にしっかりした考え方がないからである。人材がないからである。市民参加で基本構想づくりにしっかりと取り組んだところは多目的会館になっていない”¹⁵と述べ、続けて「市民参加によって基本構想を作る」ことが、施設の多目的化を避ける手段であると論じている。施設の性格を定める際の具体的手段として住民の存在が挙げられたことは注目すべき点である。

さらに1990年代後半からは、住民参加制度を導入し、ワークショップなどの形態をとりながら劇場・音楽堂の施設計画を定める事例が見られるようになった。

制度としての住民参加の背景には、前節で述べたような住民運動の成果が、公共施設という物理的な環境を見直す形へと発展していったことに加えて、1960年代から70年代にかけて全国的に革新首長が誕生したことがあるとされている¹⁶。住民の行政過程への参加が、代表制民主主義の機能低下に対して補完的な役割を果たし、またはそれに代替するものとしてとらえられた¹⁷。住民

参加の制度を必要とする領域については、佐藤竺の住民参加論¹⁸を参照しながら、藤井誠一郎が①自治体の基本構想ないし長期計画の策定、②都市改造、都市計画的事業、③長期計画の具体化段階における特定プロジェクト、④市民生活の一部を形成する特定の事務事業執行過程、⑤行政側に独占されてきた情報への参加、という5領域に集約している¹⁹。

自治体の都市計画、生涯学習計画などへの導入に続く形で、公共施設整備に対しても、住民参加制度が導入された。これらの計画策定段階への住民参加研究は、主に建築学や都市計画論の領域でなされてきた。公共施設については劇場・音楽堂だけでなく、公園や自治体庁舎、学校校舎のほか、公民館や図書館といった劇場施設以外の社会教育施設でも制度が導入され、それぞれに事例研究が蓄積されてきている。これらの先行研究は、ワークショップの手法を取り入れている事例に着目していることが多く、その過程の中で行われた議論の内容を分析するという方法で行われている。この分析を通して、検討の主体となった組織が周辺の組織・団体とどのような関係にあったのか、また策定過程に参加した住民に、検討を通じてどのような意識の変容が見られたかを考察している事例研究がほとんどである。また、具体的な検討項目や実際の設計案などとの関連から、この検討過程における課題について考察されている。

このうち公民館に関しては、益川浩一による事例研究²⁰が挙げられる。益川は地域住民を巻き込んだ公民館施設の計画過程は、施設設備の有効利用の点でも重要度が高いにも関わらず、これまで看過されてきたことを指摘している。益川が取り上げた愛知県犬山市の事例の取り組みの意義として、①公民館施設のデザインを、施設管理・運営の課題として位置づけられる可能性を示したこと、②工事開始後も地域住民を中心として施設の管理・運営体制や活用計画に関して議論が継続され、完成後も住民による自主的な運営が実現できている点、③施設の建設過程およびその後の管理・運営において、地域住民の参加を徹底的に保障できる仕組みを作り上げることができた点、の3点を挙げている。このうち①については、地域住民の学習活動・コミュニティ活動を見直し再発見する契機となり、地域住民の要求に見合った環境整備の実践となっていることが述べられ、施設

づくりが日常の地域住民の学習活動・コミュニティ活動を踏まえてなされていることが示されている。益川による事例研究は、建築学領域からの研究が多い中で、具体的な公民館の施設整備過程における住民参加を社会教育学の立場からとらえている点で特徴があるといえる。

図書館でも公民館と同様に、社会教育学領域からの施設づくりとの関連で住民参加が論じられている。森耕一は、図書館における住民参加の取り組みは①市民運動と交渉②制度的参加に分けることができるとし、その成り立ち等について総論的に述べている²¹。また、図書館建設時の住民参加による検討の事例として福島宏子による東京都練馬区立図書館の事例研究²²がある。

劇場・音楽堂の計画過程でみられる住民参加研究は、まず劇場施設計画時の住民参加制度の導入について、調査が行われている²³。このうち財団法人地域創造は、1980年代以降に計画が始められ、1990年代半ばに完成した127の劇場施設のうち、12.6%にあたる16の施設において、市民研究会やワークショップといった住民参加の手法を取り入れていることを報告している²⁴。劇場施設の計画過程においてごく初期段階での調査であり、制度の導入施設数はこの後増加していると考えられる。

具体的な事例研究として、清水裕之や大月淳らによる、岐阜県可児市文化創造センター（2002年開館）に関する一連の事例研究が挙げられる。研究者の多くが可児市庁舎内の検討委員会事務局や、住民参加組織と行政組織の両方に対して調整や支援を行う「専門委員」として検討過程に直接参加をしたうえで研究を行っている。施設の基本構想策定段階における「懇話会」や、基本設計段階における「市民活動研究会」が住民参加の過程として取り入れられ、一連の研究ではこれらの検討組織に着目し、活動経過の把握、検討過程で出された市民の意見内容の分析などが行われている。一連の研究の蓄積からは、参加した住民それぞれの興味や参加動機の違いが大きい場合、意見の相違を克服する際に障害となったこと²⁵、ワークショップの経過の中で、“前半では感覚的、受け身的な意見が多くみられ、後半では積極的な提案型意見が目立ち、自律的な態度が醸成されるという意識変容”²⁶が明らかになったとしている。また、住民と行政の両方にアドバイスを送ることのできる人材として、専門委員の存在の重要性に

施設計画	構想	基礎調査, 基本理念や基本骨子 基本構想・基本計画の設定 設置の目的や異議 事業の基本構成や内容 予算計画等
	建設計画	設計者の選定 基本設計, 実施設計 施設構成の最終決定 音響や舞台機構, 照明等の設備設計 建設工事
	運営計画	運営計画, 事業計画の策定と具体化 施設の管理, 運営方法 運営, 組織体制 事業実施計画 運営規約の決定 企画内容の決定
	竣工, 開館	開館後の運営へ

表1：劇場・音楽堂における計画策定の過程²⁹

についても指摘されている。

ここまでの整理を通して得られる示唆としては、以下の点が挙げられる。第一に、公園づくりのワークショップなどにおいて、検討過程に参加した住民の間に施設への愛着が生まれ、施設完成後の管理運営にも参加するようになった事例が多くみられたことである。この点は、制度を設けたことによる効果の一つと位置付けられている。第二に、住民の合意形成の力には限界があり、専門家などによるアドバイスや調整がこれを助け、検討過程を円滑に進めることが可能となったことである。

一方で、これらの住民参加研究の整理を通して得られる課題として、以下の点が挙げられる。第一に、住民参加の制度としてのデザインが確立していないという課題である。世古一徳は、どのように住民の参加を進めるかという具体的な方法論がないまま、「参加」の実施自体を目的化してしまい、“「ワークショップ」などの参加のプログラムの実践に走ってしまう傾向”²⁷があることを指摘している。また田村悦一は、住民参加のあり方に関する一般論やその法的整備のための方法論について確立されていないことを指摘している²⁸。住民参加の制度が詳細に定められていないと、住民が意思決定者としてどれほどの裁量を有しているかが個々の過程によってまちまちになる。このことは、検討過程に参加する住民にとって、自身の立場が明確にならないこととなる。どの部分まで意見を述べてよいのか、住民の意思決定が保障される範囲と制限される範囲がはっきりしないことが、検討過程で合意形成を図る上で

は阻害要因となってしまう。

第二に、上記に関連して、住民参加が形式的なものにとどまることへの懸念である。住民参加の法制度やデザインは具体的に確立しておらず、そのために参加が形式的にとどまってしまうと、参加制度が求められる背景となった住民への情報公開、説明責任が果たされないこととなる。

第三に、施設整備の過程における住民参加研究の蓄積に差があることである。施設計画の過程には、表1のように、施設の基本理念や構想を定める「構想」段階と、特に設計や建設に関しての計画を行う「建設計画」の過程、開館後の運営や組織体制について定める「運営計画」の検討過程の3段階があり³⁰、このうち「建設計画」と「運営計画」の検討過程において、住民参加の事例が見られている。ここでは、「建設計画」の過程については研究の蓄積がある一方で、「運営計画」を定める過程での住民参加研究は、劇場・音楽堂のみならず、公共施設全体でみても少ないという課題がある。この点では、「運営計画」の検討過程に着目した住民参加の事例研究が積み重ねられていく必要があるといえる。

3 施設運営, 事業への参加

劇場・音楽堂でみられる地域住民の参加に関する近年の研究は、上記のような施設開館までの整備過程における研究のほか、施設の教育的機能に着目したものとして、施設の運営を市民団体やNPOなどが担っている事例に着目した研究、ア

アウトリーチや人材育成など個別の事業に関する研究がなされてきている。本章では、これらの施設開館後に行われる活動を対象とした研究について検討する。

3.1 住民による施設の管理運営

2003年に指定管理者制度が導入されたことに伴って、それまでの設置自治体による直営、もしくは財団による運営に加えて、指定管理者として民間事業者、NPO法人なども施設の運営主体となるのが可能になった³¹。劇場・音楽堂運営の主体について古賀弥生は、当時の潮流が「官から民へ」であることは間違いないとしながらも、運営主体選択の際には、地域の文化団体やNPO、教育機関との関係を構築し、そのネットワークの中でそれぞれが持ち合わせているメリットを出し合い、発展させていく必要があることを指摘している³²。研究では、指定管理者としてNPOなどの市民組織による施設の運営事例を取り上げた報告³³が見られるようになった。それぞれの報告や事例研究は、文化施設として劇場・音楽堂が持つ公共的な価値が、地域に浸透していく過程であると受け止められている³⁴。

3.2 事業

劇場・音楽堂が行っている事業には様々なものがある。このうち、地域住民が参加し、研究が重ねられている事業には、アウトリーチの事業と、アートマネジメントなどを行うことのできる人材を育成する事業が挙げられる。これらは施設の持つ教育機能に着目した事業である。本節では、この2事業への参加に関する研究について整理する。

3.2.1 アウトリーチ事業

日ごろ文化・芸術に触れることの少ない住民に対して文化・芸術を体験できる機会を提供する事業³⁵として1990年代後半から定着してきたアウトリーチ事業は、劇場・音楽堂の事業として、実演芸術家を学校や福祉施設などに派遣し、ワークショップなどを行うものである。吉本光宏は、もともと演劇や音楽に関心のある住民だけではなく、より多くのあらゆる住民が事業の対象となり

うる点で、アウトリーチ事業は従来の事業とは異なっており、施設の受益者の範囲を拡大できると評価している³⁶。

アウトリーチ事業に関する研究では、これに参加した実演芸術家の立場から、実演芸術家自身と、事業を行った劇場施設・団体にとっての意義や効果に関して考察している研究が見られる³⁷。しかし、アウトリーチ事業の参加者としての地域住民は、アンケート調査の対象とされている一方で、その住民自身にとっての意義などについてはあまり触れられていない。しかし小林真理は、アウトリーチ事業の持つ戦略や参加者にもたらされる効果について、“社会教育学の世界でも、すでに議論されてきたことだと思うのである”と指摘する³⁸。ここで小林が取り上げているアウトリーチ事業の効果としては、「教育や福祉における固定概念や既存施策の枠組み、人々の見方や価値観の変化」や「感動を他者と分かち合える学習機会の提供」、「非日常性や違いを個性や豊かさとして認め合う社会の実現」といった内容が挙げられている。

これを社会教育学の分野においてとらえ返したとき、あてはまるのは北田耕也、畑潤、佐藤一子らによってなされてきた、表現活動や芸術文化活動をめぐる社会教育学研究であると考えられる。畑潤は、文化活動、表現活動と社会教育学研究との関連について、北田耕也らによる「大衆文化に対する抵抗」としての民衆文化、文化活動の主体の創造や、「文化の時代」認識への対抗軸として佐藤一子らにより「文化協同」が論じられてきたことについて整理を行っている³⁹。これまでの社会教育研究における文化への視角については、新藤浩伸によって“市民の文化の自律性をいかにうちたてていくか、という課題意識に貫かれ、市民の文化活動を丹念に分析する蓄積がなされている”と述べられている⁴⁰。

以上のように、社会教育学研究が、表現活動や芸術文化活動の実践を通じた住民の主体形成について論じてきたことに照らすと、アウトリーチ事業の効果として挙げられる「人々の見方や価値観が変化すること」を、参加者の学習ととらえることができるのではないだろうか。学習活動ととらえることで、現在まで論じられていない、参加者にとっての事業の効果を検証できると考えられる。この点について、改めて検討していく必要があるといえる。

3.2.2 人材育成事業

劇場・音楽堂はもともと、職員の人事異動が多いといった理由から、専門的な力量を持つ職員が長期にわたって同じ施設にとどまることが少なかったため、人材確保の基盤が弱いという問題があった。さらに1990年代以降、専門性の高い施設の建設が進んだこともあり、「アートプロデューサー」などと呼ばれる劇場の専門職が急速に求められるようになった。研究会やセミナーの開催、文化庁による専門家の派遣事業などが行われているが、そこでは施設職員のみならず、地域住民も対象とした人材の育成が重視されている。

劇場施設でみられるこうした人材育成のプログラムに関する研究は、文化経済学の領域において主に論じられている。新藤浩伸はこれらを概観し整理しているが、「人材育成」研究の範囲としては“実態としては、実践の担い手である人々の何らかの変化や触発、成長を伴っている”研究が最も多いとしている⁴¹。特に「市民（個人・集団・団体）」を育成の主体・対象とした事例研究が見られているとされている。文化経済学分野における「人材育成」研究においては、「教育」概念との親和性の高さが述べられているが、この親和性の高さゆえに、テーマとして論じにくくなっていることが課題として指摘されている⁴²。その背景として、梅棹忠夫の「教育=チャージ」「文化=ディスプレイ」論や松下圭一の社会教育終焉論の展開から、自治体においては教育と文化の所管を分離する方向性に拍車がかかり⁴³、教育の論理を忌避してきた歴史的経緯が挙げられている。また、これに関連して、人材育成ということが何か問われぬまま、実態の研究がされ、政策用語となっている側面も指摘されている。「サービス」としての人材育成が目され、施設の設置当初の目的や活動する人々の存在がおろそかにされてしまうという本末転倒も起きると指摘がされている⁴⁴。

この点においては、文化行政における「教育」プログラムとして、人材育成事業がとらえ返される必要があるのではないかと考えられる。

以上、劇場・音楽堂開館後の事業や施設運営の場面において、地域住民が参加する場合に焦点を当てた研究を概観したが、これらに通じていえることは、その事業の効果や方法論に関するもの、また事業を行う施設や実演家の立場に着目して

いる研究が多く、一方で、参加した住民、さらには言えば住民の学習活動の実態について言及している研究はあまり多くないということである。それぞれについて、人々の参加を学習の活動としてとらえて検討していく必要があると考えられる。

4 おわりに

これまでの社会教育学や生涯学習論を中心とした議論を振り返ると、劇場・音楽堂において地域住民の参加を対象とした研究は、①施設開館までの整備の過程、②開館後の事業や運営、という二つの場面に大別され、それぞれ論じられてきた構造を持つ。

このうち前者の、施設整備過程における参加研究では、住民の社会教育施設要求運動と関連して社会教育学領域での研究が見られたが、その時想定されていた「社会教育施設」は主に公民館や図書館であり、実演芸術を扱う劇場のような施設は、特に住民の参加に関する研究において、社会教育施設ととらえられていなかったのではないだろうか。研究や実践の場において、「文化会館」などと呼ばれた劇場・音楽堂が、社会教育施設としてどのようにとらえられていたか、あるいはとらえられていなかったのか。教育行政・文化政策との関連も踏まえながら、改めて検討する必要があるだろう。

また、住民参加制度とかかわって見られた事例研究では、参加のデザインが確立していないことが共通する課題としてあったことのほか、施設の開館までに、その後の運営体制などを定める「運営計画」の過程に着目した研究の蓄積が不十分であった。この過程の事例研究の積み重ねは今後の課題であるといえる。

後者については、事業の効果や方法に関する研究がある一方、参加者としての住民に言及するものは多くみられていない。しかし、第3章で取り上げたように、これまでの社会教育研究が表現・文化活動の実践を通じた住民の主体形成について議論してきたことと照らし合わせると、「感動を他者と分かち合える学習機会の提供」や「人々の、文化や芸術に対する見方や価値観の変化」などと挙げられている事業の効果は、参加した住民の学習活動と考えることができるのではないだろうか。事業の場面に限って言えば、現在まで論

じられていない、参加者にとっての事業の効果を検証できるだろう。また、その他の場面においても、「参加」を住民自身の「学習」ととらえた研究を今後進めて行くことで、住民の学習施設とし

ての劇場・音楽堂の位置付けも明らかにすることができないのではないだろうか。この点についても、今後の課題として引き続き検討していくこととしたい。

注

- 1 社団法人全国公立文化施設協会『地域の劇場・音楽堂等の活動の基準に関する調査研究報告書』2010.
- 2 松本茂章「芸術創造拠点と官民パートナーシップ—開設5周年を迎えた京都芸術センターの運営—」『同志社政策科学研究』7.1, 2005, p. 203.
- 3 草野滋之“文化施設” <社会教育推進全国協議会編『社会教育・生涯学習ハンドブック 第8版』エイデル研究所, 2011> p. 402.
- 4 辻琢也“分権型社会におけるまちづくりと住民参加(特集 公共建築への住民参加)”『公共建築』42(3), 2000, pp. 8-10.
- 5 『劇場, 音楽堂等の活性化に関する法律』.
- 6 草野滋之, *op. cit.*, p. 402.
- 7 松原治郎「地方自治の変質と住民運動」<松原治郎編著『あすの地方自治をさぐるⅡ 住民参加と自治の革新』学陽書房, 1974> p. 8.
- 8 鐘ヶ江晴彦“住民運動と意識改革”<松原治郎『(現代の自治) 選書5 コミュニティと教育』学陽書房, 1977>.
- 9 福島宏子“平和台図書館と住民参加—東京・練馬の場合(市民参加の図書館運営)”『現代の図書館』17(4), 1979, pp. 212-215.
- 10 小林文人“社会教育施設の計画化と展望”<小林文人編『講座現代社会教育VI 公民館・図書館・博物館』亜紀書房, 1977> p. 404.
- 11 *Ibid.*, p. 405.
- 12 島田修一“教育福祉施設と生涯学習”<宮原誠一編『生涯学習』東洋経済新報社, 1974> pp. 216-217.
- 13 鐘ヶ江晴彦“地域形成と社会教育”<松原治郎『(現代の自治) 選書5 コミュニティと教育』1977> p. 166.
- 14 社団法人公立文化施設協会『[新版] 公立文化会館運営ハンドブック』2007, p. 102.
- 15 森啓“文化ホールが文化的なまちをつくる”<森啓編著『文化ホールがまちをつくる』学陽書房, 1991> p. 11.
- 16 卯月盛夫“公共建築の住民参加: その歴史概観と今後の展望(特集 公共建築への住民参加)”『公共建築』42(3), 2000, pp. 11-13.
- 17 倉阪秀史“公共研究と市民参加(特集 公共研

究の可能性)”『公共研究』5(2), 2008, pp. 18-29.

18 佐藤竺, 渡辺保男『住民参加の実践: 住民参加の行政はどう試みられているか』学陽書房, 1975.

19 藤井誠一郎“住民参加の実践と理論: 轄地区地域振興住民協議会を事例として”『同志社政策科学研究』13(1), 2011, pp. 15-28.

20 益川浩一“住民主体による公民館づくり—愛知県犬山市楽田地区の場合—” <日本公民館学会

『公民館のデザイナー—学びをひらき, 地域をつなぐ』エイデル研究所, 2010> pp. 173-181.

21 森耕一“図書館における市民参加(市民参加の図書館運営)”『現代の図書館』17(4), 1979, pp. 203-207.

22 福島宏子, *op. cit.*

23 社団法人全国公立文化施設協会『公立文化会館の建設計画および改修について: 参考資料集』2001.

24 財団法人地域創造『公共ホールの計画づくりに関する調査研究』2000, p. 9.

25 大月淳, 清水裕之“文化センター建設における市民参加: 可児市文化センター基本構想等市民懇話会の事例報告2”『学術講演梗概集 e-1, 建築計画 i, 各種建物・地域施設, 設計方法, 構法計画, 人間工学, 計画基礎』1998, pp. 143-144.

26 龍元, 清水裕之, 大月淳, 杉本宗之“公共文化施設建設における参加型設計プロセスに関する研究: (仮称)可児市文化センターを事例として”『日本建築学会計画系論文集』(536), 2000, pp. 133-140.

27 世古一穂“公共建築における市民参加(特集 公共建築への住民参加)”『公共建築』42(3), 2000, p. 19.

28 田村悦一『住民参加の法的課題』有斐閣, 2006, p. 12.

29 財団法人地域創造, *op. cit.*, p. 57. より筆者作成

30 *Ibid.*

31 社団法人全国公立文化施設協会『平成22年度公立文化施設における指定管理者制度導入状況に関する調査報告書』2011.

32 古賀弥生“公立文化施設の運営主体に関する考察”『文化経済学』4(3), 2005, pp. 57-64.

33 例えば, 斎藤ちず“『北の芸術プラットフォーム』とよばれたい~小さいながらもよく働く”<社会教育推進全国協議会『日本の社会教育実践 2008』

2008>.

³⁴ 草野滋之, *op. cit.*, p. 414.

³⁵ 財団法人地域創造『文化・芸術による地域政策に関する調査研究報告書 新「アウトリーチのすすめ—文化・芸術が地域に活力をもたらすために—』2010.

³⁶ 吉本光宏“制作基礎知識シリーズ vol.18 アウトリーチの基礎知識(1)”『地域創造レター』97, 2003 入手先 URL:

<http://www.jafra.or.jp/j/library/letter/097/> (アクセス日: 2017.2.9).

³⁷ 例えば, 乗松恵美“音楽によるアウトリーチ実践報告及びアウトリーチの意義についての考察: 公共ホール音楽活性化事業 平成23年度宮城県多賀城市公演”『広島文化学園大学学芸学部紀要』(2), 2012, pp. 99-122.

³⁸ 小林真理“文化活動を支援する公立文化施設と社会教育”『社会教育』66(11), 2011, pp. 14-20.

³⁹ 草野滋之, 畑潤“文化活動と身体・表現”<日本社会教育学会『成人の学習と生涯学習の組織化(講座 現代社会教育の理論Ⅲ)』2004, 東洋館出版社> pp. 141-158.

⁴⁰ 新藤浩伸“公立文化会館をめぐる教育学研究の現状と課題—歴史研究の可能性に注目して—”『昭和音楽大学研究紀要』28, 2009, pp. 54-62.

⁴¹ 新藤浩伸“人材育成”<文化経済学会(日本)『文化経済学—軌跡と展望—』2016, ミネルヴァ書房>, pp. 305-319.

⁴² *Ibid.*, p. 306.

⁴³ 小林真理, *op. cit.*, p. 14.

⁴⁴ 新藤浩伸(2016), *op. cit.*, p. 307.

Structure and Issues in Studies of Participation in Theaters and Concert Halls

Akihiro HORIMOTO[†]

[†]Graduate School of Education, the University of Tokyo

The purpose of this paper is to review previous studies of participation of community residents in theaters and concert halls and to examine related issues. In theaters and concert halls, participation of community residents has been discussed as the participation in the development process before theaters and concert halls are built, or the participation in cultural activities and in management after theaters and concert halls are opened. The result of this review suggests that theaters and concert halls have not been regarded as a part of social education facilities, and that previous studies have not focused on the community residents who are the participants. There is a need for research which regards this participation as community residents' own learning.

Keywords: Theaters and Concert Halls, Community Residents, Participation